

## 就 学 校 変 更 許 可 基 準

	区 分	①許可の条件	②許可する学校	③許可期間	④必要書類
1	■ 転居先が確定した場合	住宅建築等による転居が予定されており、住民票異動前にもかかわらず、転居予定地の就学学校への就学を希望するとき	転居予定先の学校	住民票の異動が完了する日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅売買契約書の写し</li> <li>・住宅賃貸契約書の写し</li> <li>・住宅建築請負契約書の写し</li> <li>・転居を証明するもの</li> </ul>
2	■ 住民票を先に異動した場合	住宅建築による登記、公庫融資のため住宅等完成前に住民票を異動したとき	就学中の学校	入居まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅売買契約書の写し</li> <li>・住宅賃貸契約書の写し</li> <li>・住宅建築請負契約書の写し</li> </ul>
3	■ 年度中途に転居する場合	学期の途中に住民票を異動し、自宅から通学が可能であるとき	就学中の学校	転居した年度の末日(3/31)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長の意見書</li> </ul>
4	■ 留守家庭の場合	共働き等、留守家庭の場合で、下校後保護者に代わって児童を保護する者(祖父母・親戚・知人等、勤め先)がいるとき (小学校のみ)	下校後の児童を保護する場所(祖父母・親戚・知人等、勤め先の所在地)の所在する学校	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在職証明(申告)</li> <li>・営業許可証の写し等</li> <li>・保護承諾書</li> </ul>
5	■ 住所地の学校が特別支援学級未設置の場合	指定学区の学校が特別支援学級未設置校で、近隣の設置校への通学が可能であるとき	近隣の特別支援学級を設置している学校	特別支援学級での教育を受ける必要のある期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校新入生は学校教育推進室長の意見書</li> <li>・その他は在籍、受入両校長意見書</li> </ul>
6	■ 地理的な理由がある場合	指定校まで一定の距離があり、隣接校の方が近く収納能力の範囲内において、通学が可能であるとき	指定校よりも自宅から近い隣接校	卒業まで	通学経路を証する図面
7	■ 教育上の配慮を必要とする場合	いじめ、不登校、身体的理由等やむを得ない事情があり、校長が教育上必要と認めたとき	校長が適当と認めた学校	校長が必要と認めた期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転校を伴う場合は在籍、受入両校長意見書</li> <li>・転校を伴わない場合は在籍校長意見書</li> </ul>
		部活動等学校独自の活動を希望するとき	教育長が適当と認めた学校	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定通知書</li> </ul>
		その他教育長が特に必要と認めた場合	教育長が適当と認めた学校	教育長が必要と認めた期間	教育長が必要と認める種類